宇土市地域食堂等活動助成金交付要項

（目　的）

第１条　この要項は、社会福祉法人宇土市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、宇土市内において地域食堂等を開催する団体等に対して事業に要する費用を助成し、地域食堂等の安定的な運営を支援することにより、地域福祉の充実を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この要項において地域食堂等とは、地域の子ども等に対して、弁当の配付あるいは無料又は安価で場所を定めて食事を提供するものをいう。

（助成対象者）

第３条　助成対象となる者は、宇土市内で地域食堂等を運営する団体であって、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

⑴ 民間法人、任意団体（法人格の有無を問わない）

⑵ 年に６回以上地域食堂等を実施し、食事の提供を行うこと。

⑶ 営利を目的とするものでないこと。

⑷ 本事業において、特定の政党もしくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。

（助成対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、地域食堂等における食事の提供に要する経費とし、特に支出の範囲を定めない。

（助成金額）

第５条　助成金額は、第３条第２号による食事の提供回数により、次の各号に示す区分の額を限度とし、予算の範囲内でこれを決定するものとする。

⑴ 年間の実施回数が６回以上１２回未満　　３万円

⑵ 年間の実施回数が１２回以上２４回未満　　６万円

⑶ 年間の実施回数が２４回以上３６回未満　　９万円

⑷ 年間の実施回数が３６回以上　　１２万円

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、宇土市地域食堂等助成金交付申請書（様式第１号）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（助成金の決定）

第７条　会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、助成金の交付を決定したときは、宇土市地域食堂等助成決定通知書（様式第２号）により、助成金の交付を受けようとする者に通知し、助成金を支払うものとする。

２　会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（実績の報告）

第８条　助成金の交付を受けた者は、当該年度の活動が完了したとき若しくは中断したときは、宇土市地域食堂等活動助成金事業実績報告書（様式第３号）に参考資料を添えて、当年度の３月３１日までに、会長に報告しなければならない。

（額の確定）

第９条　会長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、内容について審査し、助成金の額を確定させ、宇土市地域食堂等助成金交付確定通知書（様式第４号）により通知す

るものとする。

（助成金の返還）

第１０条　会長は、助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴ 第３条に規定する要件を満たさなかったとき。

⑵ 補助確定額と補助決定額に差異が生じたとき。（例：２４回以上実施する予定だったが２０回しか実施できず、第５条の助成区分が第３号から第２号に変更になった等）

⑶ 申請書その他の書類に虚偽の記載をするなどして、不正に助成金の交付を受けたとき。

（その他）

第１１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

社会福祉法人宇土市社会福祉協議会
会長　　様

住　所：
団体名：
代表者：　　㊞

宇土市地域食堂等活動助成金交付申請書

　　年度において、宇土市地域食堂等活動助成金の交付を受けたいので、宇土市地域食堂等活動助成金交付要項第６条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１．年間実施予定回数　　回

２．助成金申請額　　金　　円也

３．添付書類
　①　事業実施計画書（別紙１）
　②　規約、会則又は事業経営に関する諸規定
　③　その他（事業実施に関する参考資料等）

【参考】助成金額
(1) 年間の実施回数が６回以上１２回未満　　３万円
(2) 年間の実施回数が１２回以上２４回未満　　６万円
(3) 年間の実施回数が２４回以上３６回未満　　９万円
(4) 年間の実施回数が３６回以上　　１２万円

（別紙１）

事業実施計画書

（ふりがな） 団　体　名		主な開催場所	
代表者氏名		主な開催時間	
代表者住所	〒 電話番号 （　　）	利用料徴収	有　・　無 （有の場合） 子ども　　円／食 大　人　　円／食
活動の目的 ・内容等			
食事の提供	年間の実施予定回数	１回あたりの食事の提供予定数	
	回	食	

◎振込口座情報

振込指定口座	金融機関名	店舗名	口座番号（右詰め）	預金種別
	銀行	店		普通・当座
	フリガナ			
	口座名義			

（様式第２号）第７条関係

宇市社第　　号
年　　月　　日

様

社会福祉法人　宇土市社会福祉協議会
会長

宇土市地域食堂等活動助成金決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった　　年度宇土市地域食堂等活動助成金の交付について、審査の結果、下記のとおり決定したので、宇土市地域食堂等活動助成金交付要項第７条の規定により、通知します。

記

１．助成金交付決定額　　金　　円

２．振 込 予 定 日　　年　　月　　日

３．交 付 の 条 件

次に該当したときは、助成金の全部又は一部を返還させることがあります。

(1) 助成金交付の要件を満たさなくなったとき。

(2) 実績の回数と補助決定した際の予定回数に、第５条による補助区分の差異が生じたとき。

(3) 申請書その他の書類に虚偽の記載をするなどして、不正に助成金の交付を受けたとき。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

社会福祉法人　宇土市社会福祉協議会
会長　　様

住　所：
団体名：
代表者：　　㊞

宇土市地域食堂等活動助成金事業実績報告書

年　　月　　日付け宇市社第　　号で交付決定のあった　　年度宇土市地域食堂及び子ども食堂等活動助成金について、事業が完了したので、宇土市地域食堂等活動助成金交付要項第８条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　助成金決定額　　金　　円　　①の金額を記入

２　実績による助成金額　　金　　円　　②の金額を記入

３　要　返　還　額　　金　　円　　①－②の額

４　添　付　書　類
・事業報告書（別紙２）
・活動の状況がわかる写真（Ａ４用紙に添付）

※ 助成金額確認

○補助金申請時の実施予定回数　　回　　助成金額　　円　①

○別紙２事業報告書における実施回数　　回　　助成金額　　円　②
（①の額を限とします）

【助成金額】
(1) 年間の実施回数が６回以上１２回未満　　３万円
(2) 年間の実施回数が１２回以上２４回未満　　６万円
(3) 年間の実施回数が２４回以上３６回未満　　９万円
(4) 年間の実施回数が３６回以上　　１２万円

（別紙２）

事 業 報 告 書

団体名（　　）

番号	実施年月日	主な食事内容	食事提供数
			食
			食
			食
			食
			食
			食
			食
			食
			食
			食
			食
			食

（１２回を超える場合は、用紙をコピーして記載してください。）

（様式第４号）第９条関係

宇市社第　　号
年　　月　　日

様

社会福祉法人　宇土市社会福祉協議会
会長

宇土市地域食堂等活動助成金交付確定通知書

年　　月　　日付け宇市社第　　号で決定した　　年度宇土市地域食堂等活動助成金については、宇土市地域食堂等活動助成金交付要項第９条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

１．助成金交付確定額　　金　　円

※　補助確定額と補助決定額に差異があるときは、第１０条の規定により、会長が指定する期日までに助成金の返還をしてください。